

第1 武雄市行政改革・緊急改革プラン策定の背景と目的

国の三位一体改革及び県の行財政改革緊急プログラムなどにより、市町村の財政運営は、今後ますます厳しくなることが予想され、市町村合併は避けて通ることのできないこととして、武雄市・山内町・北方町の1市2町は合併した。

この合併により、行政コストの縮減、行政組織のスリム化、人員の適正配置、専門知識を持った人材の育成等を行い、市民ニーズへ適切に対応した行政サービスの提供と合併特例債など財政支援措置の活用による重点事業の推進等を行うことにより、合併の目的達成に努め、それによって生まれる財源を地域の将来や市民生活の向上に集中させていくことが最大の課題である。

また、少子高齢化や経済情勢の低迷など、今後も厳しい財政状況が想定される中、多様化する市民ニーズに行政が必ずしも十分に対応できる状況ではない。そのためには、行政だけでなく、市民(住民、自治組織、企業、NPO 団体・各種団体等)が「自分たちのまちは、自分たちでの手で創り、そして守っていく」という意識を醸成し、魅力的で活力あるまちづくりを目指し、市民と行政がそれぞれの役割を明確にし、共に力を合わせてまちづくりに取り組む必要がある。

これらを踏まえたとき、新しい市となった今こそが、改革を行うチャンスであり、市民と行政が一体となって思い切った改革に取り組むこととする新武雄市行政改革・緊急改革プランを策定する。

第2 武雄市行政改革・緊急改革プランの基本方針

～ 「武雄に生まれて良かった、育って良かった、帰ってきて良かった」
という『ぬくもり』のある元気な新武雄市を市民と一緒に創る ～

市民参加と市民と行政の協働の推進

「自分たちのまちは、自分たちで創り、そして守っていく」という市民意識の醸成、「ぬくもり」と元気のあるまちづくりを目指し、「市民参加」の機会の創出と拡充を図りながら、市民(住民・自治組織・NPO等市民活動団体)と行政が対等な立場で情報を共有し、助け合いながら市民と行政による協働のまちづくりを推進する。

合併効果の活用

合併効果は、単に合併すれば実現できるものではない。専門的できめ細かい施策の展開、公共施設の有効活用、合併特例債等財政支援措置の活用、行財政運営の効率化などの合併効果を実現し、健全な財政運営を図る。

第3 行政改革・緊急改革プランの具体的方策

市民に開かれた行政の推進

市民にわかりやすい行政情報を提供・公開し、行政への市民参加の機会の拡充を図り、市民の生の声を反映していくとともに、市民と行政が適切な役割分担に基づくパートナーシップを確立し、相互に連携協力していく協働のまちづくりを推進する。

【主要推進事項】

- (1) 公正・透明な行政の推進 (2) 市民参加の機会の充実 (3) 市民協働のまちづくりの推進

事務事業の見直し

行政サービスの担い手である職員一人ひとりが、前例や固定観念にとらわれない柔軟な発想や行動力で、多様な市民ニーズに迅速かつ的確に対応できるよう、市民の視線、柔軟な視点に立って、不断に事務事業の見直し・改善に取り組み、市民が満足できる質の高い行政サービスの提供を図る。

【主要推進事項】

- (1) 事務事業の改善・整理合理化 (2) 行政サービスの提供体制の改善 (3) 高度情報化の推進

民間活力の導入

行政で行っているすべての業務について、行政自らが直接実施すべきかどうか官と民の役割分担の観点で見直し、民間でその業務を行うことが可能かつ市民サービスの向上につながるものであれば、コストを充分考慮したうえで、徹底した民間活力の活用を進める。

【主要推進事項】

- (1) 民間委託の推進 (2) 公共施設の管理運営の見直し

組織体制の見直しと人材育成

多様化・高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織運営の仕組みを構築するとともに、効率的な行政運営を図るため、定員管理及び人事給与制度の適正化を推進する。

また、行政組織全体の能力の向上を図るため、改善意識・コスト意識を持ち、市民の視線に立った発想や行動ができる人材を育成していくとともに、成果・能力を重視する新しい人事管理制度の構築に向けた取り組みを進める。

【主要推進事項】

- (1) 組織機構の統合整理 (2) 定員適正化の推進 (3) 人事管理・給与の適正化
(4) 職員の活性化と人材育成

健全な財政運営の推進

市民の視点からわかりやすく客観的に判断できる数値目標を設定した財政健全化計画を策定し、人件費等の経常経費の縮減や自主財源の安定確保に努め、現下の政策課題に対応した緊急度・重要度に応じた事業の選択、予算の重点的・効率的配分を徹底するとともに、地域経済の活性化や雇用創出による税収増を図る取り組みを行い、自立した財政基盤を確立する。

【主要推進事項】

- (1) 自立した財政基盤の整備 (2) 積極的な新たな財源の確保 (3) 公共工事コストの縮減
(4) 公営企業・特別会計等の経営健全化 (5) 広域行政の健全化推進

< 体系 >

【5つの柱】

【行政改革の推進方策・主な実施項目】

市民にかかれた行政の推進

- (1) 公正・透明な行政の推進
ホームページの充実 顔のみえる市役所 各種審議会等公開
- (2) 市民参加の機会の拡充
市民懇談会等充実 市民提案制度推進 各種審議会委員公募
- (3) 市民協働のまちづくりの推進
地域コミュニティ育成 NPO等各種団体の育成 市民活動支援

事務事業の見直し

- (1) 事務事業の整理合理化
新行政評価システム構築 職員提案制度 民間団体との役割分担
- (2) 行政サービス提供体制の改善
郵便局における窓口サービス 動く市役所制度
公共施設開館時間の見直し
- (3) 高度情報化の推進
情報化推進計画の計画的推進 電子決裁等の導入検討

民間活力の導入

- (1) 民間委託の推進
民間委託対象業務洗い出し・委託化推進 学校給食・保育所民営化
- (2) 公共施設の管理運営の見直し
指定管理者制度の積極的な活用 PFIの適切な活用

組織体制の見直しと人材育成

- (1) 組織機構の統合再編
組織機構の再編 行政会議等の充実・組織間の連携強化
- (2) 定員適正化の推進
定員適正化計画の策定 再任用制度・民間企業経験者雇用の促進
- (3) 人事管理・給与の適正化
人事評価システムの構築 業務目標管理の導入
特別職報酬等の見直し
- (4) 職員の活性化と人材育成
人材育成基本計画の策定と推進 民間との人事交流の推進

健全な財政運営の推進

- (1) 自立した財政基盤の推進
財政健全化計画の推進 使用料・手数料の見直し 補助金見直し
- (2) 積極的な新たな財源の確保
企業・学校誘致の促進 ネーミングライツ制度の導入
- (3) 公共工事コストの縮減
新行動計画の策定・推進 入札・契約制度の継続的な見直し
- (4) 公営企業・特別会計等の経営健全化
公営企業等の経営健全化 特別会計の経営健全化
- (5) 広域行政の健全化推進
広域行政の効率化推進